



レクサスオーナー向け自動車保険

HIGH STAGE

ハイステージ

一般自動車総合保険

2025年1月1日以降始期契約用

レクサスオーナー向け自動車保険
HIGH STAGE
ハイステージ

ひろがる、安心への道

高級車にとっての価値が、重厚さや厳格さだけでなく

どれほど人を豊かにするかが問われる時代に

自動車保険のありかたも見直しが求められています。

レクサスライフをサポートする

充実補償のラインナップ「ハイステージ」

レクサスオーナー向けの特約をご用意しております。

ご自身とご家族の、そしてお車の未来を想い

そのためにできることを誠心誠意お応えしていく自動車保険

ハイステージならではの充実の補償を享受していただくために

ぜひ、この小冊子をご一読ください。



C O N T E N T S

ハイステージ全体像	P. 3- 4
-----------	---------

ハイステージセット	P. 5- 9
-----------	---------

おケガのハイステージ補償

お車のハイステージ補償

その他の特約

ハイステージオプション 3 特約

保険金をお支払いしない主な場合	P.10-11
-----------------	---------

払込方法	P.12
------	------

クレジット一体型保険(カップるプラン)

長期分割

ハイステージ商品構成	P.13
------------	------

ハイステージ緊急時サービス	P.14
---------------	------

ハイステージ全体像

ハイステージは、基本補償^(注)とハイステージセットをパッケージに
(注)基本補償とは対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険を契約する

基本補償 『自動車保険・一般用』(一般自動車総合保険)	
相手への賠償	対人賠償保険
	対物賠償保険
	対物超過修理費用特約 ^(注1)
おケガの補償	人身傷害保険
	入院・後遺障害時における 人身傷害諸費用特約 ^(注2)
	傷害一時金特約
お車の補償	車両保険
	車両保険無過失事故特約 ^(注3)
	新車 ^(提供特則あり) 特約 同一代替自動車の買替時登録諸費用 ^(実損払) 特約 代車提供特約 ^{(新車^(提供特則あり)特約、および代車提供期間延長特約付)} ドアロック交換費用特約
その他の特約	ハイステージロードサービス費用特約
	弁護士費用 ^(自動車事故型) 特約
	盗難再発防止設備費用特約 手荷物等 ^(再調達価額) 特約 日常生活の法的トラブル特約 ^(注4)

(注1) 対物賠償保険をセットしている記名被保険者が個人のご契約に自動セットされます。

(注2) 人身傷害保険をセットしている記名被保険者が個人のノンフリート契約に自動セットされます。

(注3) 車両保険をセットしているノンフリート契約に自動セットされます。

(注4) 記名被保険者が個人の場合にのみセットできます。

※ハイステージセットには、特約の組み合わせにより「H1」「H2」「H3」「H4」「S1」「S2」「S3」「S4」の8プランがあります。

基本補償およびハイステージセットの詳細は、本パンフレットP.13、『自動車保険・一般用パンフレット』『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご確認ください。

したレクサスオーナー向け自動車保険です。
『自動車保険・一般用』をいいます。

ハ イ ス テ ー ジ セ ッ ト (ハイステージセットに含まれる特約)

..... 重度後遺障害が発生した場合に、福祉車両をご提供します。	P.5
..... 事故で入院または通院した搭乗者に傷害一時金を手厚く補償します。	P.5
..... 万が一の事故時に同一の新車をご提供します。	P.6
..... 同一の新車に買い替えた時の登録諸費用を全額補償します。	P.6
..... ラージクラスのレンタカーをご提供します。	P.7
..... 盗難後の鍵の交換費用などを補償します。	P.7
..... 事故や故障等でレッカーけん引が必要になった場合、運搬費用等を補償します。	P.8
..... 自動車事故での弁護士・損害賠償請求等費用や法律相談費用を補償します。	P.8
..... 盗難再発防止のための費用を補償します。	P.9
..... お車に積載される個人所有物を補償します。	P.9
..... 日常生活における事故に関するトラブルを補償します。	P.9

ハイステージ緊急時サービス

ハイステージ専用デスク	P.14
ハイステージ専用事故受付ダイヤル	P.14
ハイステージQQ隊専用ダイヤル	P.14

重度後遺障害時福祉車両提供特約 「H1」「H2」「H3」「H4」プランに自動セットされます。

重度後遺障害が発生した場合に、福祉車両をご提供します。

人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして、重度後遺障害^(注)が発生した場合に、800万円を限度に福祉車両または福祉車両への改造に必要な福祉機器を提供します。

(注) 普通保険約款〈別表1〉の後遺障害等級表の1の第1～2級または〈別表1〉の2の第1～3級の後遺障害をいいます。

福祉車両を提供する場合	福祉車両＋登録諸費用	800万円限度
福祉機器を提供する場合	福祉機器＋取付費用	

※1 福祉車両の提供は、保険期間において1台を限度とします。

保険期間が1年を超える場合は、保険年度ごとで1台のみとします。ただし、1回の事故につき1台を限度とします。

※2 福祉機器の提供は、同種の機器については、保険期間において1回を限度とします。

保険期間が1年を超える場合は、保険期間ごとに1回のみとします。ただし、1回の事故につき1回の提供を限度とします。

傷害一時金3倍額払特約 すべてのご契約に自動セットされます。

事故で入院または通院した搭乗者に傷害一時金を手厚く補償します。

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に治療を要して入院または通院した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の5区分のうちいずれかの金額を3倍にして、傷害一時金をお支払いします。

区分	治療日数 ^(注)	ケガ	金額	
			傷害一時金特約	傷害一時金3倍額払特約
①	1日以上5日未満	—	1万円	3万円
②	5日以上	打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、下記以外	10万円	30万円
③		骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・脊(せき)髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靱帯の断裂	30万円	90万円
④		上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	50万円	150万円
⑤		脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊(せき)髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	100万円	300万円

(注) 入院または通院した実治療日数をいいます。



新車(提供特則あり)特約 「H1」「H2」「S1」「S2」プランに自動セットされます。

万が一の事故時に同一の新車をご提供します。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に大きな損害^(注1)が発生し、お車の買替または修理をした場合に、次の損害の額について新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。なお、お車の買替をご希望の場合は、同一の新車^(注2)を提供できます。^(注3)

〈お車を買替えた場合〉

買い替えたお車または同一の新車^(注2)の取得価額(車両本体価格+付属品の価格+消費税)と新車保険価額のうち、いずれか低い額

ただし、全損の場合は、車両保険金額を下回らない額とします。

〈全損(修理費が車両保険金額以上となる場合)ではあるがお車を修理した場合〉

修理費^(注4)

(注1)大きな損害とは次のいずれかに該当する場合をいいます。

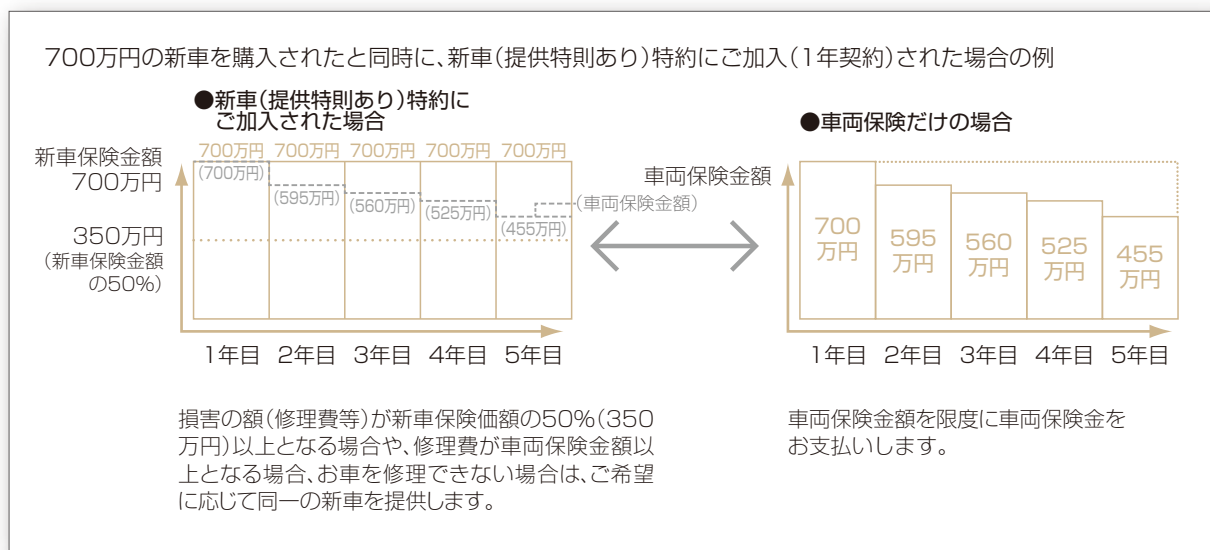
- ・お車を修理できない場合
- ・修理費が車両保険金額以上となる場合
- ・修理費が新車保険価額の50%以上となる場合。ただし、ご契約のお車の外板、外装、外板または外装に装着された部品、ならびに内装および内装に装着された部品のみの損傷の場合を除きます。

(注2)ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式の新車をいいます。

(注3)次の場合は、車両保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。

- ・事故日の翌日から90日以内に、お車の買替をしない場合または修理完了しない場合
- ・ご契約のお車が盗難された場合

(注4)全損の場合に限りです。



同一代替自動車の買替時登録諸費用(実損払)特約 「H1」「H2」「S1」「S2」プランに自動セットされます。

同一の新車に買い替えた時の登録諸費用を全額補償します。

ご契約の車両保険で車両保険金のお支払対象となる事故によりご契約のお車に一定額以上の損害^(注1)が発生したこと、またはご契約のお車が盗難されたことにより、事故日の翌日から起算して90日以内に同一の新車^(注2)に買い替えた場合は、新車買替時の登録諸費用について、買替時登録諸費用(実損払)保険金をお支払いします。^(注3)

(注1)一定額以上の損害とは次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・お車を修理できない場合
- ・修理費が車両保険金額以上となる場合
- ・修理費が50万円以上となる場合
- ・修理費が新車保険価額の50%以上となる場合。ただし、ご契約のお車の外板、外装、外板または外装に装着された部品、ならびに内装および内装に装着された部品のみの損傷の場合を除きます。

(注2)ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式の新車をいいます。

(注3)同一の新車以外のお車に買い替える場合は、40万円を限度にお支払いします。

買替時登録諸費用(実損払)保険金	実損で補償
------------------	-------

代車提供特約 (新車 (提供特則あり) 特約、および代車提供期間延長特約付) 「H1」「H3」^(注6)「S1」「S3」^(注6)プランに自動セットされます。

事故・故障によりご契約のお車が使用不能となった場合、最大30日間、ラージクラスのレンタカーをご提供します。同一の新車のご提供時には、代車提供期間を「最大30日間」から「最大180日間」に延長します。

次のいずれかの場合に、最大30日間、ラージクラス^(注1)のレンタカーを提供します。なお、新車 (提供特則あり) 特約により同一の新車^(注2)を提供する場合は、代車提供期間を「最大30日間」から「最大180日間」に延長します。

- ・衝突・接触等の事故によりご契約のお車に損害が発生し、修理等によりご契約のお車が使用できなくなった場合またはご契約のお車が盗難された場合
- ・上記以外で故障損害、走行障害^(注3)またはこれら以外の事由でご契約のお車に発生した事象^(注4)により、ご契約のお車が走行不能^(注5)となりご契約のお車が走行不能^(注5)となった場所から修理工場等まで運搬される場合

(注1) 排気量が2,400cc超4,800cc以下のお車をいいます。

(注2) ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式の新車をいいます。

(注3) 走行障害とは、キー閉じ込み、バッテリー上がり、タイヤチェーン等の巻き込み、電気自動車の電池切れ等 (ガス欠は除きます。) をいいます。

(注4) 車検切れのみを理由に走行不能となる場合は含みません。

(注5) 走行不能とは、自力で走行できない状態をいい、法令で走行が禁じられている状態を含みます。

(注6) 「H3」「S3」プランには、新車 (提供特則あり) 特約、および代車提供期間延長特約は自動セットされません。

※ 災害救助法が適用された災害等の影響やその他の事由によるレンタカー不足等の事情で、代車提供特約で定める代車を提供できない場合で、他の交通手段の利用が必要となす場合は、その交通手段を利用するために必要な費用をお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りです。

代車の提供	ラージクラス (2,400cc超4,800cc以下) のレンタカー
-------	-----------------------------------

ドアロック交換費用特約 「H1」「H2」「H3」「H4」プランに自動セットされます。

盗難後の鍵の交換費用などを補償します。

ご契約のお車の盗難もしくはドアのキーの盗難またはそれらと同時に発生した自宅ドアのキーの盗難に伴い、実際に負担した次の費用について、10万円を限度にドアロック交換費用保険金をお支払いします。

- ・ご契約のお車のドアのキーおよびシリンダーの交換費用
- ・ご契約のお車のドアのキーまたはシリンダーの交換によってご契約のお車の機能の一部が失われる場合は、その機能の維持のために必要な部分品の交換費用
- ・自宅ドアの解錠費用
- ・自宅ドアのキーおよびシリンダーの交換費用

ドアロック交換費用保険金	10万円限度
--------------	--------

※ 次表の「起算日」から90日以内に被保険者が負担した費用に限りです。

区 分	起 算 日
① 盗難にあったご契約のお車が発見された場合における車両ドアロック交換費用	保険契約者、被保険者またはご契約のお車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの手元に戻った日
② 上記①以外の場合における車両ドアロック交換費用	盗難発生日の翌日
③ 自宅ドアロック交換費用	盗難発生日の翌日

ハイステージロードサービス費用特約

すべてのご契約に自動セットされます。

事故や故障等でレッカーけん引が必要になった場合、運搬費用等を補償します。

衝突・接触等の事故や故障損害、走行障害^(注1)、落輪^(注2)、またはこれら以外の事由でご契約のお車に発生した事象^(注3)によりご契約のお車が走行不能^(注4)となった場合や、ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして死亡または入院した場合に、次の保険金をお支払いします。^(注5)

運搬費用保険金	実際に負担した次の費用について、車両保険の保険金額の10%または15万円のいずれか高い額を限度に運搬費用保険金をお支払いします。ただし、運搬作業等の実施者として当社が手配する運搬事業者 ^(注6) が行った作業に対して発生した費用であって、かつ、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りです。 ・落輪したご契約のお車を、クレーン等で引き上げる費用 ・ご契約のお車を事故・故障または走行障害 ^(注1) 等が発生した場所から修理工場等へ合理的な経路・方法により運搬した費用 ・修理工場等にご契約のお車を運搬した後、別の修理工場等へ合理的な経路・方法により運搬した費用 ※なお、ハイステージQQ隊をご利用の場合には、限度額を無制限としてレッカーけん引サービスをご提供します。詳細は、『ハイステージセット特約サービスご利用規約』をご覧ください。
修理後搬送・引取費用保険金	実際に負担した次の費用について、1回の事故につき15万円を限度に修理後搬送・引取費用保険金をお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りです。 ・修理工場等でご契約のお車を復旧した後、修理工場等から記名被保険者の自宅（保険証券記載の記名被保険者の住所）、ご契約のお車の所有者の自宅、またはご契約のお車の保管場所まで合理的な経路・方法により搬送した費用 ・修理工場等でご契約のお車が復旧した後、合理的な経路・方法により、ご契約のお車を引き取るために要した交通費 ^(注7)

(注1) 走行障害とは、キー閉じ込み、バッテリー上がり、タイヤチェーン等の巻き込み、電気自動車の電池切れ等（ガス欠は除きます。）をいいます。

(注2) 落輪の場合で車両損害がないときは、運搬費用保険金のみをお支払いします。

(注3) 車検切れのみを理由に走行不能となる場合は含みません。

(注4) 走行不能となった場合とは、自力で走行できない状態をいい、盗難により使用できない状態、またはサイドミラーの脱落等により法令で走行が禁じられている状態を含みます。

(注5) ご契約のお車が、事故・故障または走行障害等が発生した場所において応急修理等により自力で走行できるようになった後に負担した費用については、保険金をお支払いしません。

(注6) ご契約のお車の運搬作業等の実施者として当社が使用について承認する事業者を含みます。

(注7) ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラスまたはファーストクラス等のご利用による交通費もお支払いの対象となります。ただし、タクシー・バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代、有料道路料金、謝礼等、お支払いの対象とならない費用があります。

弁護士費用^(自動車事故型)特約

すべてのご契約に自動セットされます。

自動車事故での弁護士・損害賠償請求費用や法律相談費用を補償します。

自動車事故^(注1)によって死傷したこともしくは財物に損害を受けたことについて相手の方に損害賠償請求を行う場合、またはご契約のお車等の事故^(注2)によって被保険者に法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず相手の方から損害賠償請求をされた場合に、弁護士・損害賠償請求等費用^(注3)や法律相談費用を負担^(注4)したときに、次の保険金をお支払いします。

弁護士・損害賠償請求等費用保険金	実際に負担した弁護士・損害賠償請求等費用 ^(注3) について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に弁護士・損害賠償請求等費用保険金をお支払いします。
法律相談費用保険金	弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

(注1) 自動車にかかわる事故（ご契約のお車が衝突された、歩行中に自動車にはねられた等）をいいます。

(注2) 記名被保険者が個人の場合は、ご契約のお車および、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有、使用または管理する自動車による事故をいいます。

(注3) 委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいい、費用ごとに特約に定める金額を限度とします。

(注4) 弁護士・損害賠償請求等費用および法律相談費用は、当社の同意を得て負担した費用に限りです。

※1 記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車に搭乗していない役員・従業員等は被保険者に含まれません。

※2 記名被保険者が個人の場合は、ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有する自動車も補償の対象となります。この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

盗難再発防止設備費用特約

すべてのご契約にセットできます。

盗難再発防止のための盗難防止設備を設置する費用を補償します。

自宅駐車場またはご契約のお車を通常保管する場所での盗難、車上荒しによりご契約のお車に損害が発生した場合に、シャッター、監視カメラ等の盗難防止設備を設置するために実際に負担した費用について、50万円を限度に盗難再発防止設備費用保険金をお支払いします。

盗難再発防止設備費用保険金	50万円限度
---------------	--------

手荷物等(再調達価額)特約

すべてのご契約にセットできます。

お車に積載される個人所有物を補償します。

ご契約のお車で外出中等の事故により、ご契約のお車の車室内やトランク内に収容等された個人所有の動産^(注1)に損害が発生した場合に、損害の額(修理費等)から免責金額(5,000円)を差し引いた額について、50万円を限度に手荷物等保険金をお支払いします。^(注2)

また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

●損害防止費用 ●権利保全行使費用 ●盗難引取費用 ●共同海損分担費用

手荷物等保険金	50万円限度(免責金額5,000円)
---------	--------------------

(注1)カメラ、ゴルフバッグ等、日常生活の用に供する動産に限ります。なお、現金、眼鏡、自転車、携帯電話、タブレット端末、ウェアラブル端末等は保険の対象に含みません。

(注2)保険金のご請求は記名被保険者を經由して行っていただきます。

日常生活の法的トラブル特約

記名被保険者が個人の場合にのみセットできます。

日常生活における事故に関するトラブルを補償します。

【日常生活賠償】

※国内事故における示談交渉サービス付

次のいずれかの場合で法律上の損害賠償責任を負ったときに、損害賠償額について、日常生活賠償保険金をお支払いします。

・日本国内・日本国外における日常生活の偶然な事故や住宅^(注1)の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり他人の財物に損害を与えたりすること

・日本国内で誤って線路へ立入ってしまったことなどが原因で電車等^(注2)を運行不能にさせること

また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

●損害防止費用 ●権利保全行使費用 ●緊急措置費用 ●示談交渉費用 ●争訟費用

日常生活賠償保険金	保険金額は事故が日本国内で発生した場合は「無制限」、日本国外で発生した場合は「3億円」です。ただし、他人から預かった財物 ^(注3) を壊したり、紛失したり盗まれたりすることにより法律上の損害賠償責任を負った場合は、財物1個または1組あたり100万円を限度とします。
-----------	---

(注1)記名被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。

(注2)電車、気動車、モトローカル等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

(注3)通貨、小切手、預貯金証書、有価証券、クレジットカード、乗車券、証書(運転免許証、パスポートを含みます。)、貴金属、宝石、美術品、車両、動物・植物等の生物、宿泊施設以外の不動産等は保険の対象に含みません。

【日常生活弁護士費用】

日常生活における事故により死傷したり、財物に損害を受けたりしたことで弁護士・損害賠償請求等費用^(注1)や法律相談費用を負担^(注2)した場合に、次の保険金をお支払いします。ただし、弁護士費用(自動車事故型)特約により保険金のお支払対象となる場合を除きます。

弁護士・損害賠償請求等費用保険金	相手の方へ損害賠償請求を行う場合に、実際に負担した弁護士・損害賠償請求等費用 ^(注1) について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に弁護士・損害賠償請求等費用保険金をお支払いします。
法律相談費用保険金	弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

(注1)委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいい、費用ごとに特約に定める金額を限度とします。

(注2)弁護士・損害賠償請求等費用および法律相談費用は、当社の同意を得て負担した費用に限ります。

※1 この特約をセットした自動車保険や、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

※2 被保険者は、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまとなります。なお、【日常生活賠償】についてはこれらのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、監督義務者等が被保険者となります。

ハイステージセットに含まれる特約

重度後遺障害時福祉車両提供特約

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- 戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって発生した損害
- ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
- 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に発生したケガによる損害
- 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に発生したケガによる損害
- 承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中にその本人に発生したケガによる損害
- 闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に発生したケガによる損害
- 脳疾患・疾病・心神喪失によってその本人に発生したケガによる損害
- 損害が保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した場合は、その方の受け取るべき金額
- 微傷に起因する創傷感染症(丹毒、リンパ腺炎、敗血症、破傷風等)による損害

傷害一時金3倍額払特約

重度後遺障害時福祉車両提供特約と同じです。

新車(提供特則あり)特約

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- 戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって発生した損害
- 国・公共団体の公権力の行使、詐欺・横領によって発生した損害
- ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
- 欠陥・摩滅・腐し・さびその他自然消耗、故障損害
- 取り外された部分品・付属品に発生した損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害
- 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態で運転している場合に発生した損害

同一代替自動車の買替時登録諸費用(実損払)特約

新車(提供特則あり)特約と同じです。

代車提供特約+新車(提供特則あり)特約+代車提供期間延長特約

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- 戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって発生した損害
- 国・公共団体の公権力の行使、詐欺・横領によって発生した損害
- ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
- 取り外された部分品・付属品に発生した損害(キーの破損や紛失等を除きます)、定着されていない付属品の単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害
- 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に発生した損害。ただし、車両損害または盗難によって発生した損害に限ります。
- 燃料切れ(電気自動車の電池切れ等を除きます。)、法令により禁止されている改造に起因する故障・走行障害等、取扱説明書等と異なる使用に起因する故障・走行障害等によって発生した損害

ドアロック交換費用特約

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- 戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって発生した損害
- 国・公共団体の公権力の行使、詐欺・横領によって発生した損害
- ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
- 欠陥・摩滅・腐し・さびその他自然消耗、故障損害

- 定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害
- 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に発生した損害
- キーの紛失によって発生した損害
- 取り外された部分品・付属品に発生した損害(ご契約のお車の車上にならぬ盗難による損害は除きます。)

ハイステージロードサービス費用特約

〈運搬費用保険金、修理後搬送・引取費用保険金共通〉

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- 戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって発生した損害
- 国・公共団体の公権力の行使、詐欺・横領によって発生した損害
- ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
- 取り外された部分品・付属品に発生した損害(キーの破損や紛失等を除きます)、定着されていない付属品の単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害
- 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に発生した損害。ただし、落輪等、車両損害または盗難によって発生した損害に限ります。
- 燃料切れ(電気自動車の電池切れ等を除きます)、法令により禁止されている改造に起因する故障・走行障害等、取扱説明書等と異なる使用に起因する故障・走行障害等によって発生した損害
- 積雪、雨・雪による水たまり、路面の凍結^{わだち}、轍または砂地・湿地等が原因で走行不能となった場合に発生した損害
- 故障または走行障害等は保険期間内に発生したが、その故障または走行障害等によるご契約のお車の走行不能が保険期間内に発生していないときの損害

弁護士費用(自動車事故型)特約

- 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した自動車事故による損害
 - 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に発生した損害
 - ご契約のお車等を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
 - 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
 - 台風、洪水、高潮によって発生した損害
 - 財物の欠陥・自然の消耗・さび・腐し・さび等によって発生したその財物自体の損害
 - 業務に使用される動産または不動産^(注)および業務に関連して受託した動産または不動産に発生した損害
- (注)動産または不動産には、住宅の一部が専ら業務に使用される場合はその部分を含み、自動車または自動車に積載中の財物を除きます。

盗難再発防止設備費用特約

新車(提供特則あり)特約と同じです。

手荷物等(再調達価額)特約

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- 戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって発生した損害
- 国・公共団体の公権力の行使によって発生した損害
- 荷台またはキャリアに固定されている個人所有の動産の盗難によって発生した損害
- 置き忘れ・紛失、詐欺・横領によって発生した損害によって発生した損害
- ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
- 欠陥・摩滅・腐し・さびその他自然消耗、故障損害によって発生した損害
- 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に発生した損害

日常生活の法的トラブル特約

【日常生活賠償】

- 保険契約者、被保険者の故意によって発生した損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- 航空機、船舶・車両または銃器の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任を負うことによって発生した損害
- 次のいずれかに該当する事由による受託物の損壊、紛失または盗取
 - ・取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託物を使用したこと
 - ・受託物の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、自然発火、自然爆発、ひび割れ、肌落ちその他これらに類似の事由、またはねずみ食い、虫食いその他これらに類似の事由
 - ・欠陥および電氣的または機械的事故によって発生した損害 等
- 業務遂行に直接起因する損害賠償責任、業務に使用される動産または不動産^(注)の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任
- (注)動産または不動産には、住宅の一部が専ら業務に使用される場合はその部分を含みます。

【日常生活弁護士費用】

- 地震・噴火またはこれらによる津波、台風・洪水・高潮によって発生した損害
- 戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって発生した損害
- 財物の紛失、国・公共団体の公権力の行使、被保険者に対する刑の執行によって発生した損害
- 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に発生した日常生活被害事故による損害
- 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での交通乗用具の運転、酒気を帯びた状態での交通乗用具の運転の場合にその本人に発生した日常生活被害事故による損害
- 承諾を得ないで交通乗用具に搭乗中に、その本人に発生した日常生活被害事故による損害^(注1)
- 闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に発生した日常生活被害事故による損害
- 被保険者または被保険者の使用者の業務に使用される動産または不動産^(注2)および業務に関連して受託した動産または不動産について発生した日常生活被害事故による損害
- 液体・気体の排出によって発生した損害、財物の欠陥・自然の消耗・さび・腐しよく等によって発生した財物自体の損害
- 違法に所有・占有する財物に発生した損害、医療過誤によって発生した損害、石綿・外因性内分泌かく乱化学物質・電磁波障害・騒音・悪臭等によって発生した損害、被保険者の業務遂行に直接起因して発生した身体の障害または財物の破損
- 婚姻、離婚、親権、扶養または相続、売買、金銭消費貸借契約、委任、サービス・役務の提供またはその他の契約等にかかわる債務の不履行、名誉毀損^{きそん}、肖像権またはプライバシーの侵害等の人格権の侵害等の事由にかかわる場合
- 損害が保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した場合は、その方の受け取るべき金額
- 次のいずれかに該当する方が賠償義務者である場合
 - ・被保険者またはその配偶者
 - ・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
- 保険金請求が行われる保険会社に対する損害賠償請求・法律相談、社会通念上不当な損害賠償請求・法律相談
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任を負うことによって発生した損害
- (注1)被保険者が正当な権利を有する方以外の方の承諾を得ており、かつ、被保険者がその方を正当な権利を有する方であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- (注2)被保険者または被保険者の使用者の業務に使用される動産または不動産には、住宅(別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。)の一部が被保険者または被保険者の使用者の業務に使用される場合、その部分を含みます。

払込方法

ご希望の払込方法をお選びいただけます。(便利なキャッシュレスで払い込みいただけます。)

●口座振替 ●クレジットカード払(登録方式)^(注1) ●払込票払^(注1) ●スマホ決済^(注2)

●請求書払(保険契約者が法人の場合のみ)^(注1) ●ダイレクト払^{(注2)(注3)}

(注1)取扱代理店やご契約内容によってはご選択いただけない場合があります。なお、払込票払および請求書払は一時払のご契約に限ります。

(注2)一時払または保険料大口分割払特約をセットした直接集金方法のご契約に限ります。

(注3)ダイレクト払は、取扱代理店が提供する「保険料お払込みのご案内」に基づき、保険契約者が金融機関またはコンビニエンスストアで払い込む方法です。

※ 保険期間の途中での払込方法の変更はできません。

保険期間を1年超とする長期契約のおすすめ

クレジット一体型保険

(カップるプラン)

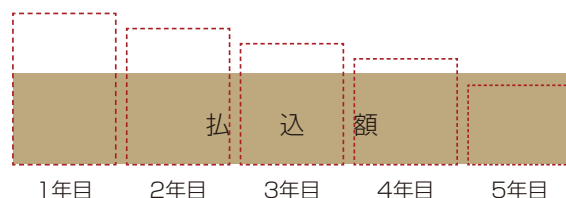
クレジット一体型保険(カップるプラン)は、お車のクレジット返済金・リース料支払期間内の2～5年間で保険期間として、お車のクレジット返済金・リース料のお支払いと一緒に保険料を払い込んでいただく月々定額の分割払自動車保険です。

＜一般分割(口座振替)＞



特長1	払込総額がお得です
	一般分割(口座振替)を継続した場合に比べて、払込総額がお得です。
特長3	万一の事故の場合も安心です
	事故で保険金が支払われても、月々の払込額は満期時まで変わりません。

＜クレジット一体型保険＞
(カップるプラン)



特長2	払込みは毎月定額です
	保険料はお車のクレジット返済金・リース料と一緒に払込みいただき、満期時まで毎月定額です。
特長4	最大5年間の分割払いが可能です
	保険期間は2年～最大5年間の分割払いをお選びいただけます。

※「クレジット一体型保険」を三井住友海上では「カップるプラン」と呼称します。

※「カップるプラン」は三井住友海上とトヨタファイナンスが締結する「ローン・リースの自動車保険に関する特約(保険料分割払方式)」に基づき、「自動車保険・一般用」に「ローン・リースの自動車に関する保険料分割払特約」をセットする長期自動車保険(任意保険)のペットネームです。

※ご契約の際は必ず「カップるプラン」/インフレットおよび「重要事項のご説明 カップるプランのご説明」もあわせてご覧ください。

長期分割

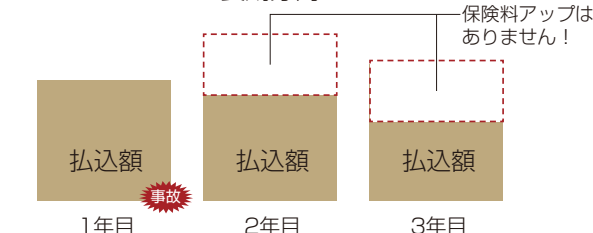
長期分割は、保険期間を3年または2年とする保険料分割払の自動車保険です。

＜一般分割(口座振替)＞



特長1	万一の事故の場合も安心です
	事故で保険金が支払われても、ご契約時にお約束した保険料は満期時まで変わりません。

＜長期分割＞



特長2	ご契約手続きが簡単です
	3年または2年の間、安心の補償をお届けします。また、毎年の継続手続きの手間が省けて便利です。

※保険期間中の等級・事故有係数適用期間や保険料の変動はありませんが、ご契約終了後の継続契約について、「保険期間」や「保険期間中の事故件数」等に応じて等級・事故有係数適用期間や保険料が変動します。そのため、「1年契約」を継続された場合と比べて継続契約の等級が低くなることや、事故有係数適用期間が長くなることがあります。

※記名被保険者が個人の場合、記名被保険者年齢別料率については、それぞれの保険年度の始期応当日時点の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別の料率が適用されます。

ハイステージは、基本補償とハイステージセットをパッケージにした自動車保険です。

基本補償		自動車保険・一般用 (一般自動車総合保険)
相手への賠償	対人賠償保険	●
	対物賠償保険	●
	対物超過修理費用特約	● ^(注1)
おケガの補償	人身傷害保険	● ^(注2)
	入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約	● ^(注3)
	傷害一時金特約	●
お車の補償	車両保険	● ^(注4)
	車両保険無過失事故特約	● ^(注5)

基本補償において、上記「●」表示の保険・特約は自動セットされます。

(注1) 対物賠償保険をセットしている記名被保険者が個人のご契約に自動セットされます。

(注2) 自動車事故特約をセットすることで補償の範囲を拡大できます。記名被保険者が法人の場合は、「法人の指定運転者特約」をセットすると、自動車事故特約が自動セットされます。

(注3) 人身傷害保険をセットしている記名被保険者が個人のノンフリート契約に自動セットされます。

(注4) 車両保険「10補償限定」特約をセットして、車両保険の補償の対象となる事故の範囲を限定できます。詳細は、『自動車保険・一般用パンフレット』をご確認ください。

(注5) フリート契約ではセットできません。

ハイステージセット※ (ハイステージ専用特約)											
			プラン名称	H1	H2	H3	H4	S1	S2	S3	S4
おケガの ハイステージ 補償	重度後遺障害時福祉車両提供特約			●	●	●	●	—	—	—	—
	傷害一時金3倍額払特約			●	●	●	●	●	●	●	●
お車の ハイステージ 補償	新車(提供特則あり)特約			● ^(注1)	● ^(注1)	— ^(注2)	— ^(注2)	● ^(注1)	● ^(注1)	— ^(注2)	— ^(注2)
	同一代替自動車の買替時登録諸費用(実損払)特約			●	●	— ^(注3)	— ^(注3)	●	●	— ^(注3)	— ^(注3)
	代車提供特約			●	— ^(注4)	●	— ^(注4)	●	— ^(注4)	●	— ^(注4)
	代車提供期間延長特約			●	—	—	—	●	—	—	—
	ドアロック交換費用特約			●	●	●	●	—	—	—	—
その他の特約	ハイステージロードサービス費用特約			●	●	●	●	●	●	●	●
	弁護士費用(自動車事故型)特約			●	●	●	●	●	●	●	●
ハイステージ オプション 3特約	盗難再発防止設備費用特約			○	○	○	○	○	○	○	○
	手荷物等(再調達価額)特約			○	○	○	○	○	○	○	○
	日常生活の法的トラブル特約			○ ^(注5)	○ ^(注5)	○ ^(注5)	○ ^(注5)	○ ^(注5)	○ ^(注5)	○ ^(注5)	○ ^(注5)
ハイステージ 緊急時サービス	ハイステージ専用デスク			●	●	●	●	●	●	●	●
	ハイステージ専用事故受付ダイヤル			●	●	●	●	●	●	●	●
	ハイステージQQ隊専用ダイヤル			●	●	●	●	●	●	●	●

ハイステージセットの種類ごとに、自動でセットされる特約・サービスには●を、任意にセットすることができる特約には○を付しています。一が付されている場合は、特約をセットすることができません。

(注1) H1、H2、S1、S2は満期日の属する月がご契約のお車の初度登録年月の翌月から起算して61か月を超える場合は、車両保険金額が新車保険金額の50%以上の金額であるときにセットできます。

(注2) H3、H4、S3、S4プランの場合、車両全損時復旧費用特約および車両全損(70%)特約を任意にセットできます。

(注3) H3、H4、S3、S4プランの場合、全損時諸費用特約および全損時諸費用倍額払特約を任意にセットできます。

(注4) H2、H4、S2、S4プランの場合、レンタカー費用特約を任意にセットできます。

(注5) 記名被保険者が個人の場合に限りセットできます。

※ ご契約のお車がLFAの場合は、H3、H4、S3またはS4のみお選びいただけます。

ハイステージ緊急時サービス

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

ハイステージ専用デスク

TEL : **0120-924-250** (無料)

受付時間／平日 9:00~18:00
(土日・祝日、年末年始は休業させていただきます)

FAX : **0120-924-251** (無料)

受付時間／ 24時間 365日

事故が起こった場合は

ハイステージ専用事故受付ダイヤル

TEL : **0120-897-907** (無料)

受付時間／ 24時間 365日

お車のトラブルの時

ハイステージQQ隊専用ダイヤル

TEL : **0120-365-977** (無料)

受付時間／ 24時間 365日

● ご相談・お申込先